

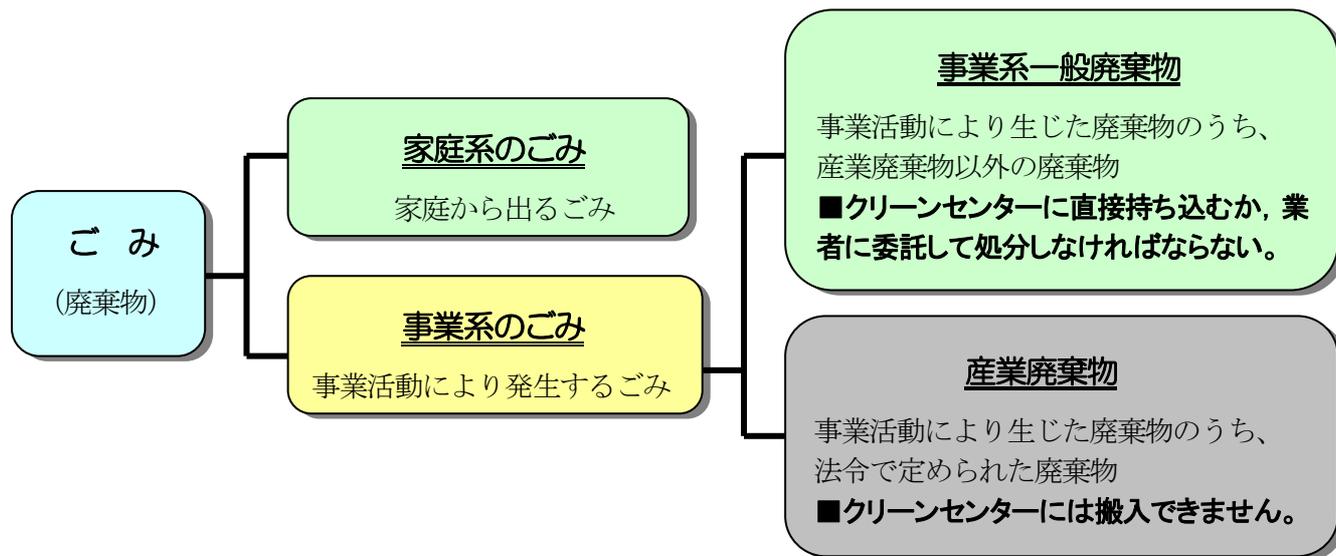
事業系のごみの処理について

《事業系のごみってなに?》

家庭から出されるごみと区別して、会社やお店などの「事業活動」に伴って発生するごみのことを「事業系のごみ」と言います。

「事業活動」とは、事務所・商店・飲食店・工場・ホテルなど営利を目的としたものだけでなく、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共公益事業を含みます。

事業系のごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



- **事業系一般廃棄物は、事業者が自らクリーンセンターに持ち込むか、処理業者に委託して処理しなければなりません。従って、家庭系ごみ用のごみステーションにある「ごみかご」に出すことはできません。**

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない

<お問い合わせ先> さつま町役場 町民環境課
○環境係 電話：53-1111 (内線 2127・2128)
○クリーンセンター 電話：53-3111 (内線 2613・2614)